

堺市監査委員公表第28号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年7月14日

堺市監査委員	信	貴	良	太
同	小	堀	清	次
同	藤	坂	正	則
同	播	磨	政	明

監査結果に基づく措置通知書

監査の種類	公の施設の指定管理者監査 (堺市立大浜体育館、大浜公園野球場、大浜公園テニスコート、大浜公園相撲場、三宝公園野球場、浅香山公園野球場、土居川公園テニスコート)	
監査実施期間	令和4年11月1日～令和5年3月29日	
措置を講じた部局等	文化観光局 スポーツ部 スポーツ施設課 指定管理者：つながリーナ大浜 PFI 株式会社	
指摘事項等	措置内容	所管部課等
<p>1 指定管理者指定の手続について [PFI 導入検討における定量的評価について(意見)]</p> <p>市は、大浜体育館建替及び運営事業を行う方式として、PFI 方式を採用した。PFI 方式によるか従来方式によるかは、通常、定量的・定性的両面から検討され決定される。</p> <p>そこで、今回、本件の意思決定過程のうち、定量的評価の過程を検証したところ、下記のような問題が見られた。</p> <p>まず、PFI 導入可能性調査及びその後の詳細調査を、いずれも民間事業者へ外部委託した結果、VFM が導入可能性調査(委託料総額 302 万円の一部)においては 6.9%、詳細調査(委託料総額 3,780 万円の一部)においては 8.5%と算出された。その後、最終的な事業者決定時の VFM は、10.1%とされている。</p> <p>まず、従来方式による建設費用は、他市の体育館の延床面積と建設費用から算定した平米当たりの単価を用いて算出している。また、</p>	<p>本事業の PFI 制度の導入にあたっては、国の方針、「堺市 PPP/PFI マニュアル」、内閣府作成の『VFM(Value For Money)に関するガイドライン』、他市事例を参考に検討いたしました。定量的評価における VFM の算定にあたっては、内閣府の「アニュアルレポート(平成 17 年度)」に基づき、当時の社会情勢の影響である東京五輪による国内外の建設需要が見込まれていたことから資材及び人件費の高騰の影響を加味し、他市の複数の類似事例を参考に削減率を設定したものです。</p> <p>御意見を受け、今後、PFI 事業の導入を検討する際の定量的評価について、建設費用及び運営費用は、導入機能や施設・諸室の規模などに応じて、より客観的かつ合理的なデータの活用など様々な視点から</p>	<p>スポーツ施設課</p>

<p>運営費用については、複数の民間事業者による概算見積額を基に算出している。一方、PFI 方式による建設費用及び運営費用については、内閣府の「アニュアルレポート（平成 17 年度）」上で示されている建設及び運営に係る他市 11 事例の平均的 VFM を参考に削減率を想定し、これを従来方式による価額に適用し算出している。しかし、この算定過程に用いられた上記レポート上で示されている他市事例の VFM や想定した削減率（10%）の根拠となるような詳細な内容は示されていない。</p> <p>以上のように、PFI 方式による価額を算定しているが、そこで適用した削減率の具体的な根拠は明確ではなく、定量的評価の過程は、重要な点において十分に吟味されたものとは言えないと考える。</p> <p>4 管理運営について</p> <p>(1) 事業契約書において、PFI 事業者（指定管理者）は、関係図書及び設計図書等に従い、維持管理業務及び運営業務を行うために必要な本件備品等を整備しなければならないとされている。また、設置した器具備品については、耐震対策や動作確認等を行った上で、器具備品財産管理台帳を作成し市に提出することとされている。</p> <p>指定管理者は、大浜体育館備品台帳を作成し、市に提出していたが、令和 4 年 11 月 18 日に実地調査した結果、プロジェクター 3 台について品名やメーカーの備品台</p>	<p>検討を重ね、可能な限り実態を反映した評価となるよう努めます。</p> <p>プロジェクター購入の際、納品予定の製品により納品リストを作成しておりましたが、当該製品が廃番であったため代替品を調達しました。しかし、備品設置の際に品名やメーカー名の確認を十分に行わなかったため納品リストの誤りに気付くことができず、備品台帳にも誤った品名やメーカー名を記載していました。</p> <p>今後、再発防止策として、備品設置時には納品リストと照らし合わせて品名・メーカ</p>	<p>指定管理者</p>
--	--	--------------

<p>帳上の記載が誤っていた。</p>	<p>一名・金額・数量を確認致します。</p> <p>御指摘を受け、令和 5 年 1 月 18 日に修正した備品台帳の提出を受けました。</p> <p>今後、備品の納品時には、品名・メーカー名等と備品台帳とを照らし合わせて、確実に確認するよう指導いたしました。</p>	<p>スポーツ施設課</p>
---------------------	--	----------------